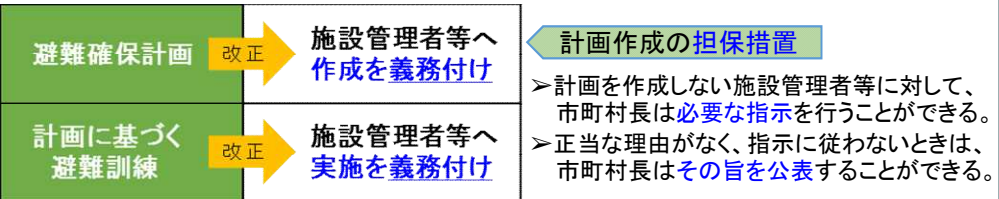


土砂災害防止対策基本指針の変更のポイント

平成29年8月10日
国土交通省告示第752号

1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

今回の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務付け



- 実効性ある避難確保計画が作成されるよう、**土砂災害の危険性等の説明**などによる**防災意識の向上**を図る
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携し、積極的な支援、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認**を行う
- 施設管理者等により主体的に避難確保計画が作成されるよう、**指示・公表を行う際にも丁寧な説明**を行う

法改正について積極的な周知

- ▶ 改正内容を施設管理者や自治体の担当者に認識・理解してもらうことが重要
- ▶ パンフレットなども活用し、様々な機会を通じて積極的に周知を図る



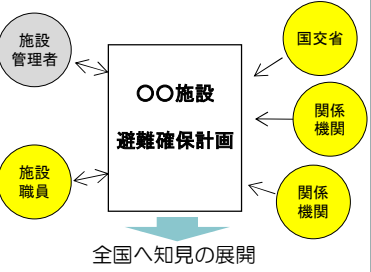
「避難確保計画作成の手引き」の作成

- ▶ 施設管理者の参考となる「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」の作成・公表
- ▶ 「作成例」や「チェックリスト」についても、参考資料として記載



モデル事業による知見の全国展開

- ▶ 避難確保計画の作成等について、関係行政機関等が連携して支援するモデル事業を実施
- ▶ 避難確保計画を作成等過程において得られた支援等に関する知見を全国に展開



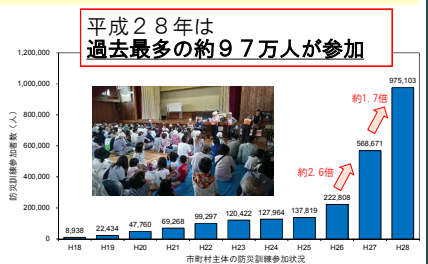
2 避難訓練の実施による警戒避難体制の充実・強化

要配慮者利用施設のほか、地域の住民等も主体となって、警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要

- **市町村主体の実践的な避難訓練**により、地域全体の警戒避難体制の充実を図る
- **警戒区域の実情に応じた住民等主体の避難訓練**を促進するとともに支援する

これまで

- ・住民の関心の高まりなどにより、市町村主体の実践的な避難訓練への参加者は増加傾向
- ・住民の自発的な防災行動を促進するため、地区防災計画について規定(災害対策基本法)



今後

- ▶ 市町村主体の訓練とあわせて、住民等主体の避難訓練を促進
- ▶ 警戒区域の実情に応じた警戒避難体制の充実・強化を図る

3 降雨状況に応じた防災行動の明確化

避難の確保を図るためには、防災行動を明確化・共有することが重要

- 防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、**いつ、誰が、何を**行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、**関係機関、住民等が共通理解**を深める

避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報
避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報
避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報
避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報
避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報	避難準備情報

日光市では、とるべき防災行動について降雨の状況に応じて整理し、共有を図っている。

4 特別警戒区域内にある建築物の「移転の勧告の基本的な考え方」

住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めるときは、建築物の移転等の勧告をすることが可能

- 移転の勧告は、「建築物の立地状況と急傾斜地等の状態から**人的被害が生じる可能性が高いこと**」及び「急傾斜地等の状況変化による**災害発生の可能性が高まっていること**」を基本とする

これらの取組により、より一層、土砂災害からの住民等の避難の確保を図り、土砂災害の防止のための対策を推進していくものである。